

特定商取引法が改正になりました。

～施行に伴い、新たに訪問購入業者に規制がかかります～

自宅に押しかけた事業者によって貴金属等を強引に買い取られるという被害が増えていることを受け、新たに「訪問購入」の規制を盛り込む「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第59号）が8月22日に公布されました。

改正法は公布後半年以内に施行されることとなっています。これにより、原則全ての物品について、次の規制がかかることとなります。



～改正のポイント～



①訪問購入業者に対する不当な勧誘行為の規制

訪問購入を行う際には、事業者名・勧誘目的等を明らかにすることが義務づけられます。また、不招請勧誘（顧客からの依頼がないのに勧誘すること）の禁止^(※)、再勧誘の禁止などの規制がかかります。

※いわゆる飛び込み勧誘の場合だけでなく、消費者から査定に関してのみ訪問要請を受けた場合も、査定を超えた勧誘行為は禁止となります。

②書面の交付義務

買取価格等の必要事項を記載した書面を消費者に交付する義務がかかります。

③訪問購入に係る売主（消費者）によるクーリング・オフ

消費者は②の書面が交付された日から8日以内であれば無条件で契約の解除ができるほか、クーリング・オフ期間中は物品の引渡しを拒むことができます。

④第三者への物品の引渡しに関する売主への通知

クーリング・オフ期間中に第三者へ物品を引き渡した場合には、元の持主である消費者に対して、その旨及び第三者への引渡しに関する情報を通知する義務がかかります。

⑤物品を引き渡す際の第三者への通知

クーリング・オフ期間中に第三者へ引き渡す場合には、第三者に対してクーリング・オフの対象物品であること等を通知する義務がかかります。

など

**違反業者に対しては、業務停止等を命令。
悪質な違法行為は、懲役や罰金の対象になります。**